

静岡県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和元年7月10日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年7月9日

静岡県知事 川勝平太

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
県道	沼津インター線	沼津市岡宮字焼土手 1294 番の 1 から 沼津市岡宮字焼土手 1293 番の 19 まで	沼津土木事務所
県道	足高三枚橋線	沼津市岡宮字焼土手 1288 番の 6 から 沼津市岡宮字焼土手 1293 番の 19 まで	沼津土木事務所
県道	御殿場箱根線	御殿場市東田中字便船塚 1060 番の 11 から 御殿場市東田中字便船塚 1140 番の 1 地先まで	沼津土木事務所
県道	掛川浜岡線	菊川市下平川字大鹿 3396 番の 5 から 菊川市赤土字下割 505 番の 2 地先まで	袋井土木事務所
県道	方の橋菌ヶ谷線	掛川市千羽字後沢 475 番の 3 から 掛川市伊達方字中橋 1267 番の 20 まで	袋井土木事務所
一般国道	301 号	湖西市大知波字カン崎 1184 番の 9 から 湖西市利木字北浦 552 番の 6 まで	浜松土木事務所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和元年7月24日